法務局からのお知らせ

国籍事務の取扱い庁が変わりました

群馬県内の国籍事務（帰化申請，国籍取得・国籍離脱の届出）については，これまで法務局の各支局において取り扱ってきましたが，平成２９年１月４日（水）から，前橋地方法務局戸籍課においてのみ取り扱うこととなりました。

●取扱庁の変更に伴う手続等はありません。

●平成29年1月4日(水)以降の事務の取扱いは，次のとおりです。

国籍事務の内容	戸籍課	各支局
帰化申請	○	×
国籍取得・国籍離脱の届出	○	×
国籍選択に関するご質問・ご相談	○	○

前橋地方法務局戸籍課の案内図及び交通手段

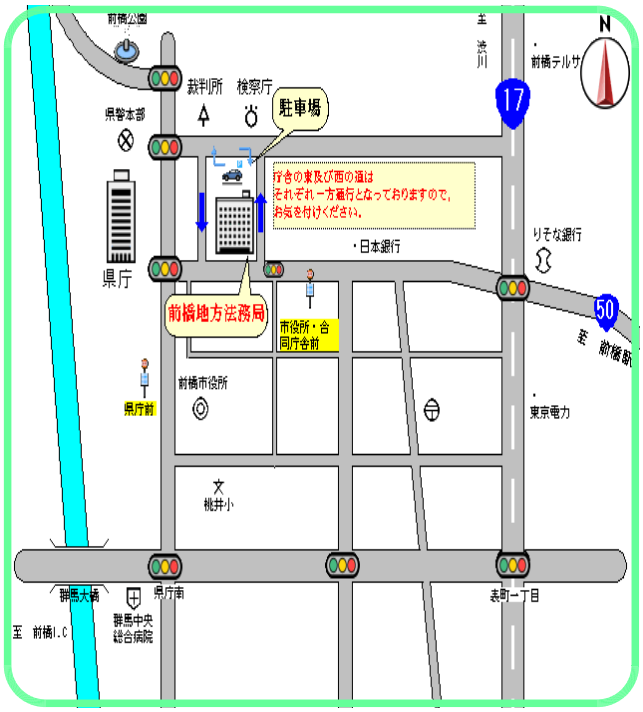

【主な交通手段】

【自動車】

（高速道路）

・ 前橋ＩＣから国道１７号線を前橋市街地方面へ，利根川「群馬大橋」を渡り「県庁南」の信号を左折し，２つ目の信号を右折，１５０メートル先右側

（桐生・伊勢崎・太田方面から一般道路）

・ 国道５０号線を県庁方面へ，「県庁前」の信号を右折し，１つ目の信号を右折，１５０メートル先右側

【電車】

・ ＪＲ両毛線「前橋」駅北口下車，県庁方面へ徒歩２０分

○ 御不明な点がありましたら，下記までお問合せください。

前橋地方法務局戸籍課　℡.027－221－4466（代表）

住所　〒371－8535　前橋市大手町2丁目3－1　前橋地方合同庁舎4階